

ご挨拶

上海でも日増しに秋の気配が濃くなってまいりました。皆様いかがおすごでしょうか？

今回の「AQUA Mirai Report Vol.8」では、「外債登記管理弁法」（以下、弁法）について紹介させていただきます。併せて発表された「「外債登記管理弁法」の交付についての通達」により、親子ローンなどの外債関連手続きが簡素化されました。今後、親子ローンを検討されているお客様のお役に立てていただければ幸いです。

親子ローン等の外債関連手続き簡素化のキーポイント

従来の手続き

ステップ	申請項目	進行部門
1	親子ローン契約の締結	現地法人&親会社
2	外債登記・外債専用口座開設申請	外貨管理局
3	外債専用口座の開設	銀行
4	借入金の送金	銀行
5	借入金入金登記(外債提款登記)	外貨管理局
6	借入金の人民元両替申請(人民元転)	外貨管理局
7	借入金の引出し	銀行
8	資金使用	現地法人
9	元本及び利息の返済申請	外貨管理局
10	元本及び利息の返済	銀行
11	外債登記の抹消(最後返済申請時)	外貨管理局
12	外債口座の閉鎖(最終返済時)	銀行

新しく採用される手続き

ステップ	申請項目	進行部門
1	親子ローン契約の締結	現地法人&親会社
2	外債登記	外貨管理局
3	外債専用口座の開設	銀行
4	借入金の送金	銀行
5	借入金入金登記(外債提款登記)	銀行
6	借入金の人民元両替申請(人民元転)	銀行
7	借入金の引出し	銀行
8	資金使用	現地法人
9	元本及び利息の返済	銀行
10	外債口座の閉鎖	銀行
11	外債登記の抹消	外貨管理局

※ 親子ローンに関する詳細な工程表が必要なお客様は個別にご連絡ください。

主な変更点

1. 親子ローン締結後、従来、外貨管理局において「外債登記と外債専用口座開設の申請」が必要でしたが、「外債専用口座開設の申請」は不要となりました。新しく「業務登記証明書」が発行されるようになり、当該書類を基に銀行において口座開設となります。但し、所要時間に関しては、従来と変わらない見込みです。
2. 「借入金入金登記」、「人民元両替申請」は従来、外貨管理局において申請、また認可が行われていましたが、今後は銀行において申請を行うこととなります。弊社独自に主要銀行数行へ確認したところ、従来よりも所要時間は短縮される見込みです。
3. 従来、外貨管理局において元本及び利息の返済申請を行っていましたが、廃止されます。
4. 最終返済申請時に「外債登記抹消」（自動抹消）、最終返済時に「外債口座閉鎖」の手順でしたが、最終返済後に「外債口座の閉鎖」、「外債登記の抹消」の手順となります。

以下は弁法の日本語訳です。参考資料として添付させていただきます。また中国原本必要なお客様は個別にご連絡ください。

「外債登記管理弁法」

第一章 総則

第一条

正確に、遅滞なく、完全に外債情報を統計し、外債資金流出入管理を規範化し、外債リスクを防止するため、『中華人民共和国外債管理条例』（以下は「外債管理条例」）、『外債統計モニタリング暫定規定』に基づき、本弁法を制定する。

第二条 債務者は国家関連規定に基づき外債を借り入れ、且つ外債登記を行わなければならない。

第三条

国家外債管理局及びその分支局（以下、外管局）は外債の登記、口座、使用、返済、および人民元転・外債管理、監督および検査を行い、外債に対し統計とモニタリングを行う。国家外債管理局は外債統計モニタリングの全解釈取扱に責任を行い、且つ定期的に外債状況を公布する。

第四条

国家外債管理局は、国際統計基準に基づき、わが国の実際の状況を合わせて、外債統計の範囲と統計方法を確定する。外債統計方法は債務者登記とサンプル調査等を含む。

第五条

国家外債管理局は、国際収支変化に応じて、外債登記の範囲と管理方式に対し調整を行うことができる。

第二章 外債登記

第六条

外債登記は債務者が規定に基づき、外債を借り入れた後、規定の方式に基づき所在地の外管局に外債の締結、引き出し、返済および人民元転・外貨元転等の情報を登記、或いは報告することを指す。債務者の種類によって異なる外債登記方式を実行する。外債借入契約に変更が生じる際には、債務者は規定に従い外管局において外債契約変更登記を行わなければならない。外債未返済残高がゼロで、且つ債務者の引き出しが今後発生しない場合には、債務者は規定に基づき、外管局に外債抹消登記手続きを行わなければならない。

第七条

債務者が財政部門である場合、毎月、月初10営業日以内に、取引・情報変更毎に所在地外管局に外債の契約締結、引き出し、人民元転、外貨転、返済および口座変更等情報を登記、或いは報告しなければならない。

第八条

債務者が域内銀行の場合、外管局の関連システムを通じて取引毎に外債借入情報を報告しなければならない。

第九条

債務者が財政部門、銀行以外のその他の域内債務者（以下、非銀行債務者と略）である場合、規定時間以内に所在地外管局において取引毎に登記、或いは届出手続を行わなければならない。

第十条

域内銀行を経由しない資金収支に対し、非銀行債務者は、外債の引き出し額、元本返済利息支払額、外債未返済残高額に変更が生じた際には、関連証明資料を持参し、所在地の外管局において届出手続を行わなければならない。

第三章 外債口座管理、資金使用と外貨転・人民元転

第十一条

域内銀行が外債を借り入れる場合、直接域内、域外銀行に関連口座を開設し、直接外債関連の引き出しおよび返済手続を行うことができる。

第十二条

非銀行債務者は、外債契約登記後、直接域内銀行に外債口座開設を申請することができる。非銀行債務者は引き出しおよび返済用の外債専用口座を開設することができ、実際の需要に応じて外債返済専用の元利金支払専用口座を開設することもできる。

第十三条

非銀行債務者の申請に基づき、銀行は必要な審査プロセスを履行した後、直接外債口座の開設、閉鎖、および外債引き出し、外貨転や返済等の手続を行うことができる。

第十四条

外商投資企業は外債資金を人民元転して使用することができる。その他の規定がある場合を除き、域内金融機構および中資企業が借り入れる外債資金は人民元転し、使用してはならない。

第十五条

債務者が外債資金を人民元転する際には、実需原則を遵守し、規定された証明書類を持参して直接銀行で処理を行わなければならない。銀行は関連規定に基づき証明書類を審査した後に債務者のために人民元転手続を行わなければならない。

第十六条

債務者が借入契約において定めた外債資金用途は、外貨管理規定に合致しなければならない。短期外債は原則として流動資金のみに使用し、固定資産投資等の中長期用途に使用してはならない。

第十七条

債務者は外貨転によって外債を返済する場合、実需原則を遵守しなければならない。銀行は関連規定に基づき証明書類を審査した後に債務者のために外貨転・対外支払手続を行わなければならない。

第四章 域外保証に基づく域内借入 外貨管理

第十八条

規定に合致する債務者は、域内金融機関から資金を借り入れる際に、域外機関・個人の保証を受け入れることができる（以下「外保内貸」と略）。域内債権者は、関連規定に基づき所在地外管局に関連データを報告しなければならない。域外保証履行発生時には、債務者は所在地の外管局にて外債登記を行わなければならない。

第十九条

外商投資企業が域内借入において域外保証を受け入れる場合には、直接域外保証者、債権者と保証契約を締結することができる。域外保証履行発生時には、その保証履行金額は外商投資企業の外債規模管理に組み入れなければならない。

第二十条

中資企業が域内借入において域外保証を受け入れる場合には、事前に所在地外管局に外保内貸限度額を申請しなければならない。中資系企業は外管局が確定した限度額内において、直接保証契約を締結することができる。

第五章 不良資産対外譲渡外貨管理

第二十一条 域内機関の不良資産対外譲渡は、規定に基づき批准を取得しなければならない。

第二十二条

不良資産対外譲渡の批准後、域外投資者或いはその代理人は、外管局において不良資産対外譲渡に関連する届出を行わねばならない。

第二十三条

不良資産を譲り受ける域外投資者或いはその代理人が清算・接收、再譲渡等の方式で取得した収益は、外管局的確認・許可を経て対外送金することができる。

第六章 罰則

第二十四条 不法な外債資金の人民元転について、「外貨管理条例」第四十一条に基づき処罰する。

第二十五条

勝手な対外借入れの実行、或いは域外での債券発行等の外債管理に違反する行為がある場合、「外貨管理条例」第四十三条に基づき処罰する。

第二十六条

規定に違反して、外債或いは人民元転した外債資金の用途を勝手に変更した場合、「外貨管理条例」第四十四条に基づき処罰する。

第二十七条 以下のいずれか一つの状況がある場合、「外貨管理条例」第四十八条に基づき処罰する。

- (一) 外債国際収支申告を規定通り行わない場合
- (二) 外債統計報告書等の資料を規定通り報告しない場合
- (三) 外債業務の有効証憑を規定通り提出しない或いは提出した証憑が真実ではない場合
- (四) 外債口座管理規定に違反する場合
- (五) 外債登記管理規定に違反する場合

第二十八条

金融機関に以下のいずれか一つの状況がある場合、「外貨管理条例」第四十七条に基づき処罰する。

- (一) 規定に違反した外債資金の受入、支払の手続きを行なった場合
- (二) 規定に違反した外債項目下の人民元転、外貨転手続きを行った場合。

第二十九条

本弁法に違反するその他の行為に対して、「外貨管理条例」の法律責任の関連規定に基理条つき処罰する。

第七章 附則

第三十条

銀行は外貨管理関連規定に基づき、非銀行債務者の外債口座、引き出し、使用、返済、および人民元転・外貨転等の情報を外貨管理局に報告しなければならない。

第三十一条

外貨管理局はサンプル調査等の方式を通じて、域内企業の対外貿易における前受、延払等企業間の貿易与信情報を収集する。域内企業と域外企業との間に貿易与信が発生する場合、本弁法の規定に基づき外債登記を行う必要はない。

第三十二条

債務者は、外債の元利金を返済時のリスクを限定することを目的として、関連規定に基づき、為替或いは金利に関連するヘッジ契約を締結し、且つ直接銀行で交換決済を行うことができる。

第三十三条 本弁法は国家外貨管理局が解釈の責任を負う。

第三十四条 本弁法は 2013 年 5 月 13 日より施行

Issued By

株式会社アクアビジネスコンサルティング（作成者：小笠原翔大 監修：程鵬）

上海市南京東路 409-459 号 置地広場 1318 室 200001

唯来企業管理諮詢(上海)有限公司（監修：関一則）

200120 上海市浦東新区銀城中路 68 号 時代金融中心 22 楼 2218 室